

改正の概要

・ 山口市現場代理人等取扱要領 (No.61)

1 建設業法の改正に伴うもの (令和6年法律第49条)

営業所に専任しなければならない技術者の呼称等が一般建設業と特定建設業で分かれたことによるもの。

【旧】 営業所専任技術者 (通称)

【新】 一般建設業 営業所技術者

特定建設業 特定営業所技術者

2 施行期日

令和6年12月13日

